

＜令和6年度 町県民税 申告相談の開催について＞【大槌町役場 税務会計課】

1 開催期間・開催時間

(1)開催期間

令和6年2月13日(火)～3月15日(金) ※土日・祝日を除く23日間

(2)開催時間

【午前】9時～11時(受付開始：午前8時30分、受付終了：午前11時)

【午後】1時～4時(受付開始：午後0時45分、受付終了：午後4時)

2 申告相談会場と申告相談の流れ・地区ごとの申告相談日

(1)申告相談会場と申告相談の流れ … 大槌町役場3階の下記の会場で行います。

小会議室4(受付室)で受付 → 小会議室5(待機室)で待機 → 小会議室6(申告相談室)で申告相談

(2)地区ごとの申告相談日

下表に地区ごとの申告相談日を割り当てておりますのでご確認ください。

例年、開催開始直後や、土日・祝日の直前・直後は混雑しております。混雑回避のため割り当てられた申告相談日、または全地区の申告相談日に可能な限り、ご来場いただくようご協力をお願いいたします。

申告相談月	申告相談日	対象地区		
2月	13日(火)	花輪田		
	14日(水)	臼沢、寺野		
	15日(木)	桜木町1番～8番		
	16日(金)	桜木町9番～16番、蕨打直		
	19日(月)	大ケロ1丁目1番～17番		
	20日(火)	【午前】大ケロ1丁目18番～23番、大ケロ2丁目1番～2番	【午後】大ケロ2丁目3番～13番	
	21日(水)	源水、迫又、堰内		
	22日(木)	全地区		
	26日(月)	全地区		
	27日(火)	【午前】長井、徳並	【午後】種戸、一の渡	
	28日(水)	戸沢、中山、中川原、折合、戸保野		
29日(木)	安瀬の沢、元村、刈間、下屋敷			
3月	1日(金)	和野、前段		
	4日(月)	浪板		
	5日(火)	安渡		
	6日(水)	赤浜		
	7日(木)	吉里吉里1丁目、吉里吉里2丁目		
	8日(金)	吉里吉里3丁目、吉里吉里4丁目、望洋ヶ丘		
	11日(月)	沢山		
	12日(火)	町方(小枕含む)		
	13日(水)	全地区		
	14日(木)	全地区		
	15日(金)	全地区		

3 役場での申告相談・郵送での町県民税申告書の提出

(1)役場での申告相談

開催期間中は役場1階の税務会計課窓口では申告相談をしておりませんので、3階の会場にお越しください(収入ゼロ申告をする方は4ページ「6 収入ゼロ申告に該当する方について」をご確認ください)。

(2)郵送での町県民税申告書の提出

収入ゼロ申告の方は税務会計課窓口への直接提出、または郵送による提出をするようご協力をお願いいたします。

郵送する際は申告書に必要事項を記入し、必要に応じて添付書類の同封をお願いいたします。申告書の控が必要な方は、あらかじめご自身でコピーをとるようお願いいたします。また、添付書類の返却を希望する場合は、返信用の封筒(切手付のもの)の同封をお願いいたします。

4 税務署での確定申告の方法・確定申告書第二表の住民税の徴収方法・e-Tax(電子)での確定申告について

(1)税務署での確定申告の方法

税務署に赴いて申告相談をする場合は予約が必要です。釜石税務署の電話番号は0193-25-2081(代表)で、音声案内に従って「2」を選択いただくと確定申告についての相談・予約ができます。

(2)確定申告書第二表の住民税の徴収方法

給与・年金以外の所得がある場合は確定申告書第二表に、その所得分の住民税(町県民税)について「特別徴収(給与から差引き)」とするか「自分で納付(普通徴収)」とするか、どちらかを選択する欄があります。

選択がない場合は前年度の選択状況や所得金額等から総合的に判断し、役場側で徴収方法を決定します。また、給与所得から発生した住民税の徴収方法を変更したい場合は、勤務先にご相談ください。

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付

確定申告書第二表の下部に左のような欄がありますので、必要に応じて選択するようお願いいたします。

(3) e-Tax（電子）での確定申告について

確定申告期間中は、24時間（ただしメンテナンス時間を除く）利用可能です。また、自宅等でも確定申告データが税務署へ送信できるので、税務署に確定申告書を提出しに向く必要がありません。さらに、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。詳細は、以下のURLまたはQRコードからご覧ください。なお、e-Tax・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関しては「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」のナビダイヤル（0570-01-5901）へお問い合わせください（つながらない場合は03-5638-5171でも上記のお問い合わせを受け付けております）。

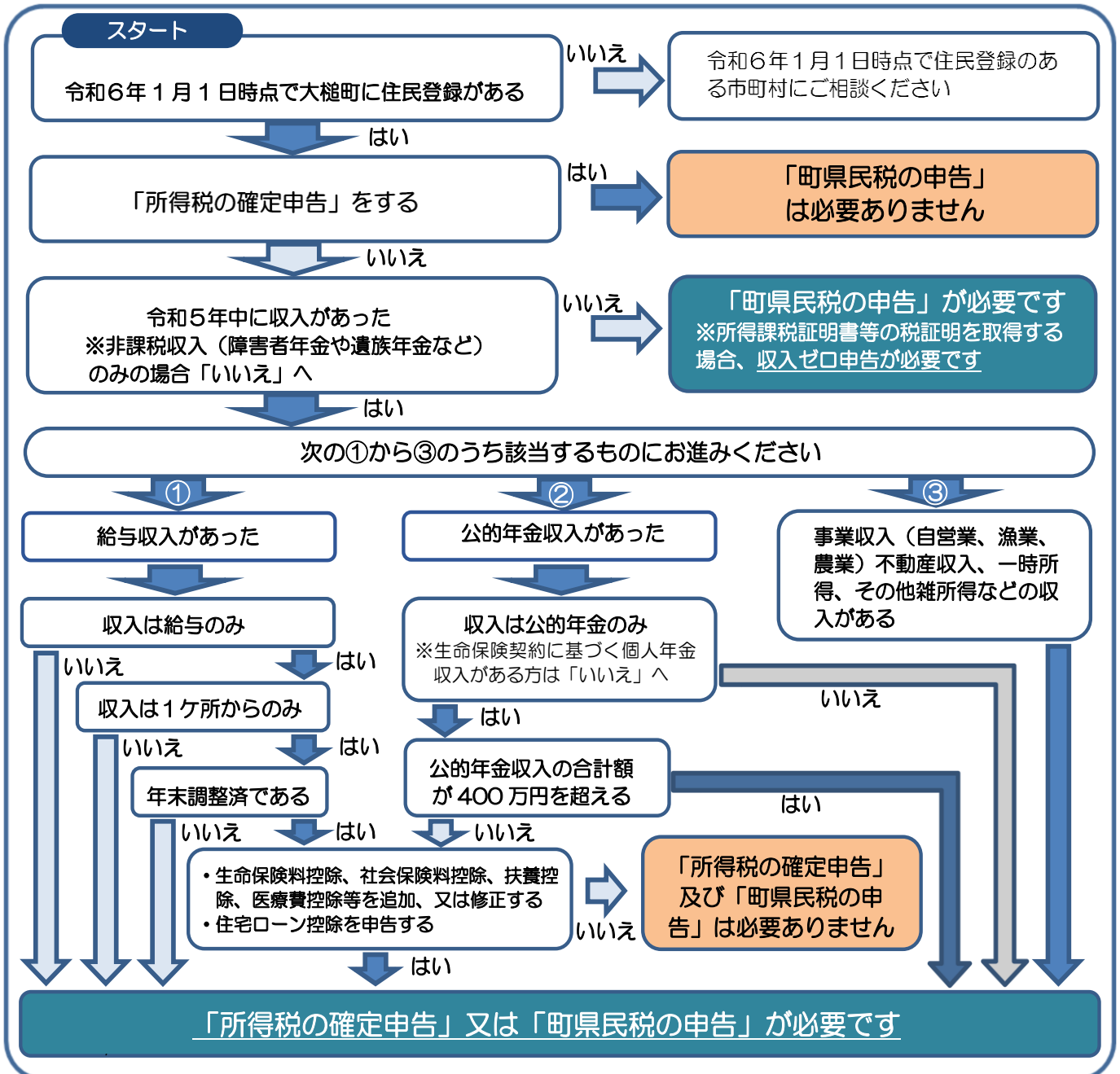
【掲載場所】大槌町行政サイト → くらし・手続き → 税金 → その他
→ 「e-Tax」での確定申告がおすすめです

【URL】
→ <https://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/etax.html>

【QRコード】 → 

5 町県民税申告・確定申告の要否について

ご自身の申告が必要かどうかの目安となる、以下のフローチャートを確認してください。なお、必ずしも全ての方にあてはまるものではありませんので、ご不明な点がございましたら税務会計課までお問い合わせください。



(1) 町県民税の申告が不要な方

- ア 所得税の確定申告書を提出する方
- イ 給与所得者で、年末調整されており、給与支払報告書が勤務先から役場に提出されている方
- ウ 400万円以下の公的年金収入のみで、公的年金の源泉徴収票に記載されている控除のほかに追加する控除がない方、または所得控除を追加する申告をしなくても町県民税が非課税の方（下表の非課税早見表をご覧ください）

(2) 町県民税の申告が必要な方

- ア 営業等、農業、不動産、雑（個人年金等）、一時（生命保険の満期返戻金等）等の所得のある方
- イ 給与所得者のうち次の方
 - (ア) 給与支払報告書が勤務先から役場に提出されない方（提出状況は勤務先にご確認ください）
 - (イ) 勤務先から年末調整された給与以外に、給与収入や営業等、農業、不動産、雑（個人年金等）、一時（生命保険の満期返戻金等）等の所得のある方
 - (ウ) 給与所得者で、勤務先から年末調整されていない方
 - (エ) 勤務先から年末調整された給与があり、年末調整できない控除（医療費控除や寄付金控除等）や年末調整時に提出しなかった控除を追加したい方
- ウ 公的年金所得者のうち次の方
 - (ア) 400万円以下の公的年金収入のみで、公的年金の源泉徴収票に記載されている控除のほかに追加したい控除がある方、または修正したい控除がある方
 - (イ) 400万円以下の公的年金収入のほかに、20万円以下の所得金額がある方
- エ 非課税収入（遺族年金、障害者年金、雇用保険など）のみの方（4ページ「6 収入ゼロ申告に該当する方について」をご確認ください）
- オ 収入のない方（4ページ「6 収入ゼロ申告に該当する方について」をご確認ください）

↓ 下表のように、一定以下の収入（所得）である場合や、扶養する人数によって非課税基準額が変わります。申告の参考として、ご自身の収入（所得）をご確認ください。

非課税早見表		扶養なし	扶養 1 人	扶養 2 人	扶養 3 人	扶養 4 人
均等割額	給与収入	930,000	1,378,000	1,683,999	2,099,999	2,499,999
	年金収入(65歳未満)	980,000	1,470,667	1,844,102	2,217,334	2,590,667
	年金収入(65歳以上)	1,480,000	1,928,000	2,208,000	2,488,000	2,768,000
	上記収入を所得とした額	380,000	828,000	1,108,000	1,388,000	1,668,000
所得割額	給与収入	1,000,000	1,703,999	2,215,999	2,715,999	3,215,999
	年金収入(65歳未満)	1,050,000	1,860,002	2,326,667	2,793,334	3,260,001
	年金収入(65歳以上)	1,550,000	2,220,000	2,570,000	2,920,000	3,270,000
	上記収入を所得とした額	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000

●その他非課税基準

- ① ご自身が障害者・寡婦・ひとり親・未成年者のいずれかに該当し、合計所得 135 万円以下の場合
 - ア 給与収入の場合：2,043,999 円以下
 - イ 公的年金収入(65歳未満)の場合：2,166,667 円以下
 - ウ 公的年金収入(65歳以上)の場合：2,450,000 円以下
 } であれば合計所得 135 万円以下
 (=非課税基準に該当します)
- ② 1月1日現在、生活保護を受給している場合

(3) 所得税の確定申告が必要な主な例

- ア 所得税が源泉徴収されている収入があり、医療費控除や寄付金控除等の各種控除の追加により還付を受けたい方
- イ 公的年金の収入金額が 400 万円を超える方
- ウ 複数の所得があり、所得税を納付する必要のある方
- エ 給与所得者で、勤務先から年末調整されていない方
- オ 年末調整をした給与以外に、給与収入や営業等、農業、不動産、雑（個人年金等）、一時（生命保険の満期返戻金等）等の所得金額が 20 万円を超える方

(4) 税務署での申告となる人(下記の所得・控除・申告区分は、役場での開催期間中であってもお受けできません)

※役場では贈与税・相続税・消費税はお受けしておりません

- ア お受けできない「所得」
 - 外国で生じた所得 ・ 先物取引の所得 ・ 利子所得 ・ 繰越純損失や雑損失
- イ お受けできない「控除」
 - 初回の住宅借入金等特別控除 ・ 雑損控除
- ウ お受けできない「申告区分」
 - 青色申告 ・ 令和 4 年分以前の期限後確定申告や、修正確定申告、更正請求確定申告

6 収入ゼロ申告に該当する方について

前年中の収入が非課税収入（遺族年金、障害者年金、雇用保険等）のみの方、または収入がなかった方については、同封の「令和6年度分 町・県民税 国民健康保険税申告書」に下記のようにご記入ください。

収入ゼロ申告であれば、役場1階の税務会計課窓口でも申告相談を承りますので是非お越しください。

付 受 印 長様	現住所	提出する際は<記入箇所>を参考に、別紙の町県民税申告書にご記入ください	整理番号		
	1月1日現在の住所		業種又は職業		
	フリガナ		電話番号		
	氏名				
提出年月日 年 月 日	生年 月 日	明・大・昭 平・令	世帯主 の氏名	続柄	基本 コード
	住所コード		行政区コード	納組コード	世帯コード

【注意】町県民税の申告が未申告である場合は「十分な行政サービスが受けられない」「保険料や公営住宅の家賃が正しく算定されない」等といった不都合が生じる場合がありますので「注意」ください。

<記入箇所>

- 1 現住所: 「大槌町」から記入し始めください
 - 2 1月1日現在の住所: 現住所と同じであれば「同上」と記入
 - 3 電話番号: 連絡が取れる番号を必ず記入
 - 4 氏名(フリガナ)
 - 5 生年月日
 - 6 所得金額: 申告書右側の「2 所得金額」の「合計⑫」の欄に「0」と記入
- 太枠の記入箇所のみ記入して構いません
 - 代理申告する際は、申告者の身分証・代理人の身分証を提示、郵送の場合は写しを添付

2	事業	営業等①	円
		農業②	円
	不動産	③	円
		利子④	円
	配当	⑤	円
		給与⑥	円
	所得	公的年金等⑦	円
		雑	円
	額	合計⑫	0円

収入ゼロ申告の場合は「2 所得金額」の「合計」に「0」とご記入ください

7 医療費控除を申告する際の領収書の分け方

医療費控除の申告は、平成29年改正法附則7、58の規定により、原則として「医療費控除の明細書」にご記載いただく必要があります。医療費控除の明細書への書き方については、同封の「医療費控除に関するお知らせ」をお読みください。

ただし、特段の事情があるため記載・計算が難しい場合は、持参した領収書を以下のように事前に分けていただくことで、職員が代理で計算することができます。申告を円滑に進められるようご協力お願いいたします。

<仕分け方>

- ① 領収書を、医療を受けた方（本人、家族分）ごとに分ける
- ② ①で分けた領収書を、かかった医療機関（病院や薬局など）ごとに分ける

例) 夫婦2人の場合

